

令和3年10月21日  
金融庁

## 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第69号）」の一部改正（案）を別紙のとおり公表します。

改正の概要は以下のとおりです。

### 1. 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第93条に規定する指定国際会計基準の指定について

国際会計基準審議会が令和3年6月30日までに公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とします。主な会計基準は以下のとおりです。

令和3年5月7日公表

・国際会計基準第12号「法人所得税」の改訂

### 2. パブリックコメントの結果

金融庁では「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）について、令和3年8月27日（金）から令和3年9月27日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。その結果、特段の意見はございませんでした。本件について、御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございますございました。具体的な改正の内容については、（別紙）をご覧ください。

### 3. 官報掲載・適用日

本日付で官報掲載し、同日から適用されます。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
企画市場局企業開示課（内線 2999）

---

（別紙） 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（新旧対照表）